

ハッピーエネガス

料金表

供給エリア

【東邦瓦斯株式会社の供給区域（中部地区等）】

株式会社エコログ

（2021年12月1日改定版）

<目 次>

1 適用	3
2 対象となるお客さま	3
3 ガスプラン種別	3
4 料金表で定める事項	12
5 契約解除料等	13
6 その他	14
別 表	15

ガス料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、当社のガス小売供給約款(ハッピーエネガス)（2021年5月1日制定、以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客様にガスを供給するときの供給条件の詳細を定めたものです。なお、本料金表の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 対象となるお客様

本料金表は、下記の全てに該当するお客様を対象とします。

- イ 供給約款の定めに基づき、当社との間で供給契約が成立しているお客様
- ロ 一般ガス導管事業者（東邦瓦斯株式会社）の託送供給約款で定める供給地区において当社にお申し込みをし、供給契約が成立しているお客様
- ハ 当社が、供給約款の定めに基づき、本料金表により算定された料金を支払うことができるお客様

3 ガスプラン種別

- (1) ガスプランの種別と、各プランに適用される料金表及びその契約期間は以下のとおりといたします。なお、料金表はそれぞれ別表にて定めます。

ガスプラン	適用料金表	契約期間
ハッピーエネガス スタンダードプラン	料金表①	料金適用開始の日から、3年後の日の属する月の末日まで
ハッピーエネ セットW割(ガス)	料金表②	料金適用開始の日から、3年後の日の属する月の末日まで
ハッピーエネガス Eガスプラン	料金表③	料金適用開始の日から、供給約款の定めに基づき供給契約が終了する日まで
ハッピーエネガス エシカルガスプラン	料金表④	料金適用開始の日から、供給約款の定めに基づき供給契約が終了する日まで

- (2) 各ガスプランにおいて、特約事項があるものについては以下のとおりといたします。

ガスプラン	特約事項
ハッピーエネガススタンダードプラン	イ ハッピーエネガススタンダードプランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠W&P」といいます。）が提供する「オ

	<p>「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」(以下「サポートパック」といいます。)を割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。</p> <p>ロ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」(以下「サポートパック利用規約」といいます。)の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ハ サポートパックの利用開始日は、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>ニ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権に割引を適用したホの附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>ホ 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 3,278 円(税込)とします。[匠 W&P における通常料金：月額 4,378 円(税込)]</p> <p>ヘ ハッピーエネガスタンダードプランのお客さまは、契約期間中であっても、サ</p>
--	--

	<p>ポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、ハッピーエネガススタンダードプランにおいて一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、ホに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>ト お客様と当社とのハッピーエネガススタンダードプランによる供給契約が終了した場合、お客様と匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客様の手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。</p>
ハッピーエネ W 割(ガス)	<p>イ ハッピーエネ W 割(ガス)は、当社が取扱う電力供給サービスとのセット契約を前提とするプランであり、電力供給契約とガス供給契約を同時に申し込みいただきます。</p> <p>ロ ガスの供給開始日の属する月は、原則として電力の供給開始日の属する月と同月といたします。(検針日等の関係で、同月とならない場合もあります。)</p> <p>ハ 理由の如何を問わず、ハッピーエネ W 割(でんき)に係る電力供給契約が終了する場合、ハッピーエネ W 割(ガス)に係るガス供給契約も終了するものといたします。</p> <p>ニ お客様は、ハッピーエネ W 割(でんき)に係る電力供給契約について、別途当社の電気供給約款の定めに従うものとします。</p>

	<p>ホ ハッピーエネ W 割(ガス)のお客さまは附帯サービスとして、匠 W&P が提供するサポートパックを割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。</p> <p>ヘ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が 定めるサポートパック利用規約の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ト サポートパックの利用開始日は、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>チ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権に割引を適用したりの附帯サービス料金を 請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>リ 附帯サービス料金は、トに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 3,278 円（税込）とします。[匠 W&P における通常料金：月額 4,378 円（税抜）]</p> <p>ヌ ハッピーエネ W 割（ガス）のお客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるもの</p>
--	--

	<p>とします。但し、ハッピーエネ W 割（ガス）において一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、リに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>ル お客さまと当社とのハッピーエネ W 割（ガス）による供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該供給 契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。</p>
ハッピーエネガス E ガスプラン	<p>イ ハッピーエネガス E ガスプランは、当社と株式会社 EPARK グルメとの提携により、株式会社 EPARK グルメが提供する「EPARK グルメ」、「広告サポートパック」、「Resty サポートパック」、「Gour-ri」、「オリジナルホームページ」、「GMB 運用代行」、「Google マイビジネス設定代行サービス」、「撮影費用（撮影、写真共有）」、「QSC 改善アンケート」または「ValuePage」（以下、総称して「EPARK グルメ社提供サービス」といいます。）のご契約者に対して、当社のガスを供給するプランです。</p> <p>ロ お客さまと株式会社 EPARK グルメとの間の EPARK グルメ社提供サービスの利用契約がすべて終了する場合、その終了の理由の如何を問わず、当該利用契約の終了月の翌月の検針日より、お客さまと当社との間の供給契約は、自動的に本プランからハッピーエネガスタンダードプランに変更され</p>

	<p>ものといたします。なお、この場合、変更後のハッピーエネガスタンダードプランの契約期間は、当該プラン変更日から起算するものとし、本プランのご利用期間は含まれないものといたします。</p> <p>ハ 口の定めのとおり、一度ハッピーエネガスタンダードプランに変更されたお客さまが、再度 EPARK グルメ社提供サービスの利用を開始された場合、当社の指定する方法にて当社にお申し出いただくことにより、再度本プランを利用することができます。ただし、この場合、ハッピーエネガスタンダードプランを解約して再度本プランをご契約いただくことになりますので、5（契約解除料等）に定めるとおり、ハッピーエネガスタンダードプランの解約に係る契約解除料が発生する場合があります。</p> <p>ニ ハッピーエネガス E ガスプランのお客さまは附帯サービスとして、匠 W&P が提供するサポートパックを割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。</p> <p>ホ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が 定めるサポートパック利用規約の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ヘ サポートパックの利用開始日は、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>ト お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、</p>
--	---

	<p>及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権に割引を適用したチの附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>チ 附帯サービス料金は、へに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 3,278 円（税込）とします。[匠 W&P における通常料金：月額 4,378 円（税抜）] リ ハッピーエネガス E ガスプランのお客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、ハッピーエネガス E ガスプランにおいて一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、チに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>ヌ お客さまと当社とのハッピーエネガス E ガスプランによる供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。</p>
ハッピーエネガスエシカルガスプラン	イ ハッピーエネガスエシカルガスプランは、当社とエコテクソリューション株式会

	<p>社との提携により、エコテクソリューション株式会社が提供する「Links」、「インスタ365」または「MEO365」（以下、総称して「エコテクソリューション社提供サービス」といいます。）のご契約者に対して、当社のガスを供給するプランです。</p> <p>口 お客様とエコテクソリューション株式会社の間のエコテクソリューション社提供サービスの利用契約がすべて終了する場合、その終了の理由の如何を問わず、当該利用契約の終了月の翌月の検針日より、お客様と当社の間の供給契約は、自動的にハッピーエネガスエシカルガスプランからハッピーエネガスタンダードプランに変更されるものといたします。なお、この場合、変更後のハッピーエネガスタンダードプランの契約期間は、当該プラン変更日から起算するものとし、ハッピーエネガスエシカルガスプランのご利用期間は含まれないものといたします。</p> <p>ハ 口の定めのとおり、一度ハッピーエネガススタンダードプランに変更されたお客様が、再度エコテクソリューション社提供サービスの利用を開始された場合、当社の指定する方法にて当社にお申し出いただくことにより、再度ハッピーエネガスエシカルガスプランを利用することができます。ただし、この場合、ハッピーエネガスタンダードプランを解約して再度ハッピーエネガスエシカルガスプランをご契約いただくことになりますので、5（契約解除料等）に定めるとおり、ハッピーエネガスタンダードプランの解約に係る契約解除料が発生する場合があります。</p> <p>ニ ハッピーエネガスエシカルガスプランのお客さまは附帯サービスとして、匠 W&P</p>
--	--

	<p>が提供するサポートパックを割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。</p> <p>ホ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定めるサポートパック利用規約の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。</p> <p>ヘ サポートパックの利用開始日は、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。</p> <p>ト お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権に割引を適用したチの附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>チ 附帯サービス料金は、へに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 3,278 円（税込）とします。[匠 W&P における通常料金：月額 4,378 円（税抜）]</p> <p>リ ハッピーエネガスエシカルガスプランのお客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、ハッピーエネガスエシカルガスプランにおいて一度解約</p>
--	--

	<p>した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、チに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。</p> <p>又 お客様と当社とのハッピーエネガスエシカルガスプランによる供給契約が終了した場合、お客様と匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客様の手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。</p>
--	--

4 料金表で定める事項

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その基準単位料金に替えて調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、料金について、その算定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) 当社は毎月(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により本料金表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を用いて(1)に従い算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2のとおりとします。

(算式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} + \text{原料調整額} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} - \text{原料調整額} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

(備考)

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下

を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位を切り上げたものとします。

(3) (2) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

83,350円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第2に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

= トン当たり LNG 平均価格 × 0.9576 + トン当たり LPG 平均価格 × 0.0466

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

(4) 当社は、供給約款に定める適用料金の事前のお知らせにかかわらず(2)で定める毎月の調整単位料金を、インターネット上の開示その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

5 契約解除料等

3(ガスプラン種別)に定める種別ごとに、以下表に定める契約解除料をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

ロ その他お客様の責に帰さない事由で解約する場合

ガスプラン	請求条件および内容
ハッピーエネガス スタンダードプラン	更新月(供給開始日が属する月(供給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して36ヵ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料とし

	て 3,850 円（不課税）をお支払いいただきます。
ハッピーエネ セット W 割(ガス)	更新月（供給開始日が属する月（供給契約が更新された場合には、 更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものと します。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料とし て金 5,000 円（不課税）をお支払いいただきます。

6 その他

- (1) その他の事項については、供給約款を適用いたします。
- (2) 本料金表は 2021 年 12 月 1 日から実施いたします

以上

制改定履歴（別表含む）
 2021年7月1日 制定
 2021年11月1日 改定
 2021年12月1日 改定

別 表

1 料金表

料金算定期間におけるガスの使用量が、

- ① 0 立方メートルから 20 立方メートル以下の場合：料金表 A を適用いたします。
- ② 20 立方メートルをこえ 50 立方メートル以下の場合：料金表 B を適用いたします。
- ③ 50 立方メートルをこえ 100 立方メートル以下の場合：料金表 C を適用いたします。
- ④ 100 立方メートルをこえ 250 立方メートル以下の場合：料金表 D を適用いたします。
- ⑤ 250 立方メートルをこえ 500 立方メートル以下の場合：料金表 E を適用いたします。
- ⑥ 500 立方メートルをこえる場合：料金表 F を適用いたします。

■料金表①

料金表 A

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	721.05円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	210.52円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	1,509.44円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	169.03円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 741.66円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	164.14円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 973.88円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	161.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表E

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 515.73円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	159.41円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表F

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6, 753.79円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

□ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	150.49円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■料金表②

料金表 A

イ 基本料金

1 か月及びガスマーター1個につき	683.10円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

□ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	210.52円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B

イ 基本料金

1 か月及びガスマーター1個につき	1,429.99円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

□ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	169.03円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C

イ 基本料金

1 か月及びガスマーター1個につき	1,650.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

□ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	164.14円
-------------	---------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	1, 869. 99円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	--------------------------------

口 基準単位料金

1立方メートルにつき	161. 70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表E

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	2, 383. 33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	--------------------------------

口 基準単位料金

1立方メートルにつき	159. 41円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表F

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	6, 398. 33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	--------------------------------

口 基準単位料金

1立方メートルにつき	150. 49円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金

といたします。

■料金表③

料金表A

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	690.69円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	191.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,445.88円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	153.82円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,668.33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	149.37円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 890.77円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	147.15円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表E

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 409.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.06円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表F

イ 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6, 469.42円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	136.95円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

■料金表④

料金表A

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	607.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

口 基準単位料金

1立方メートルにつき	210.52円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	1,271.10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

口 基準単位料金

1立方メートルにつき	169.03円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	1,466.66円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

口 基準単位料金

1立方メートルにつき	164.14円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに4(2)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D

イ 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	1,662.22円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

口 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 1. 7 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 1 1 8. 5 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 9. 4 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 F

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	5, 6 8 7. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 0. 4 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

2 調整単位料金の適用基準

① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあ

たっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。